



住みやすく豊かな村づくり

みどり 水土里ネットひろしま

令和4年度 組織概要



広島県土地改良事業団体連合会

ごあいさつ

広島県土地改良事業団体連合会

会長 木山 耕三



会員並びに関係者の皆様には、日頃より農業農村整備事業の円滑な推進、並びに本会の運営につきまして、格別なご理解とご支援を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

農業・農村は、安全で安心な食料を安定的に供給し、豊かな自然環境や美しい景観、伝統行事など重要な役割を有しており、農村に暮らす人々の永続的な活動により成り立っております。

先人達がたゆまぬ努力と創意工夫によって守り育んできた「水」・「土」・「里」を、より優れた形で次世代へ引き継いでいくために、本会は、農業・農村の有している資源や多面的機能が円滑に発揮されるよう、農業生産基盤の整備と併せ、農村の生活環境向上の一助となる農業農村整備事業を積極的に推進して参ります。

本会が果たすべき新たな使命・役割と責任を十分に認識し、役職員一丸となって農業の持続的発展と住みやすく豊かな村づくりに取り組む所存です。

今後とも、皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

沿革

| | |
|-------|--|
| 明治32年 | 耕地整理法が制定 県内各地に耕地整理組合が設立され、耕地整理事業が行われるようになる。 |
| 昭和 2年 | 広島県耕地協会を設立 協会は、技術職員を確保して、会員の技術的援助、指導を行うようになる。 |
| 昭和24年 | 耕地整理法と水利組合法に代わり土地改良法が制定 |
| 昭和26年 | 土地改良法制定に伴い社団法人広島県耕地協会に改称 |
| 昭和32年 | 土地改良法が改正 |
| 昭和33年 | 広島県土地改良事業団体連合会を設立 設立認可：昭和33年9月16日 農林省指令 33 農地第 3343 号（土地改良法第 111 条の 13 第 2 項） 登 記：昭和 33 年 10 月 13 日 |

目的

土地改良事業を行う者（市町・土地改良区など）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、共同の利益を増進することを目的としています。

（土地改良法第 111 条の 2）（定款第 1 条）

性 格

- ・土地改良事業団体連合会は、土地改良法 第 111 条の 3 に定められた法人です。
- ・会員となる市町村が発起人となって設立された会員組織です。
- ・法人税法第 2 条第 6 項，所得税法第 11 条第 1 項，印紙税法第 5 条第 2 号の適用による非課税団体です。

徽 章



意 匠

1. 団結と相互扶助（三矢訓）
2. 事業部門の躍進（設計・換地・測量）
3. 基礎の確立（三脚）

理 念

広島県土地改良事業団体連合会の存在意義と果たすべき役割は、
「農業・農村の振興と発展を図るため、会員の協同組織として、その利益に寄与する」ことにあります。

事業概要

1. 基本方針

農業と農村は、食料の生産だけでなく、国土の保全、水源のかん養、豊かで美しい景観形成など多面的機能を有し、人々に多様な恩恵をもたらしています。

しかしながら、県内の農業・農村を取り巻く状況は、農業就業者の高齢化や担い手不足、荒廃農地の増大、過疎化の進展等、極めて厳しい状況にあるとともに、ため池や水路等の農業用施設の老朽化が進行するなど、多種多様な課題を抱えています。

このような状況を踏まえ、「強くて美しく、活力のある豊かな農業・農村の実現」に向け、担い手の育成・確保、農地の集積に寄与する農業農村整備事業を積極的に推進することにより、地域課題が確実に改善されるよう、国・県・市町・土地改良区・関係団体と連携を密にし、組織の総力を挙げて次に掲げる事業に取り組めます。

2. 事業実施事項

会員等が行う農業農村整備事業に関する技術的な支援及び協力

●技術支援

設計・換地・測量など、会員等が行う事業を包括的に支援します。

●団体営調査設計事業

本会が事業主体となり、各種の土地改良事業の円滑かつ的確な実施を図るために、地域の課題改善に向けて検討・提案を行うとともに、必要な調査・設計を実施します。

●ため池対策

安全で安心な生活環境の実現に向け、老朽化が著しい農業用ため池の管理強化と補強対策を推進するための調査や整備・廃止・管理等を支援します。

また、防災重点ため池に係る防災工事等の推進と技術的な協力を行います。このため、広島県ため池支援センターの機能を強化し、広島県と連携してため池の管理強化や整備、工事等の推進に向け重点的に取り組みます。

●多面的機能支払

地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動に対して、活動組織への事務・技術支援を行うとともに広島県農地・水・農村環境保全協議会の事務局として事

業の推進を図ります。

- **農業用施設並びに農業集落排水施設の保全・管理（ストックマネジメント）**
水路、頭首工、揚排水ポンプ、農道などの農業用施設の有効活用と効率的な機能保全・管理対策を支援するとともに、農業集落排水施設の機能診断調査や最適整備構想の策定を通じて施設の更新や維持管理に要する費用の平準化など、既存施設の将来計画作成を支援します。
- **小水力等再生可能エネルギーの導入支援**
農村地域に賦存する未利用資源を最大限活用した小水力等再生可能エネルギーの導入に向け支援します。
- **土地改良区体制強化事業**
土地改良施設の診断や財務の管理、受益農地の管理及び役職員研修をはじめとする事業実施体制の強化に取り組みます。また、複式簿記導入に向けた巡回指導等、土地改良区に対して集中的に支援します。
- **土地改良施設維持管理適正化事業**
農業用水利施設の診断結果により、整備補修が必要と診断された施設に対し、整備・補修を支援します。
- **農家負担金軽減支援対策事業**
土地改良事業等の農家負担金の利子補給、利子助成、無利子貸付を行うことによる、農家負担金の軽減に向けて支援します。
- **農地中間管理機構と連携した基盤整備事業の推進支援**
農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化、きめ細やかな農地の整備等の促進に対し、積極的に参画し具体化に向けた取り組みを支援します。
- **災害復旧事業**
災害が発生し、農地・農業用施設が被災したとき、被災状況の確認等の災害査定設計書作成、実施設計書作成や発注者支援、増高申請書作成等、災害の復旧に向けた技術的な支援を行います。

農業農村整備事業の推進活動

- **講習及び研修**
会員等の支援に必要な農業農村整備事業に係る知識や技術の向上を図るため、講習会、研修会へ積極的に参加するとともに、会員等の役職員に対する講習会、研修会を開催します。
- **災害復旧実務講習及び研修**
災害復旧事業に携わる技術者を対象とし、過去の災害査定設計書作成に関する問題点や留意事項等について、実際に作成した災害査定設計書と比較・検討するなど、実務に関する知識の習得と技術の向上を図るための講習会、研修会を開催します。
- **広報活動**
広報誌の発行やホームページなどによる情報提供、関係機関・団体等と連携したイベント等の開催・参画、土地改良関係資料や刊行物の配布等を通じて、会員に対する迅速な情報提供と県民に対する農業農村整備事業等の役割、重要性などのPR活動を効果的に行います。
- **要請・提案活動**
農業の競争力・体質強化および食料供給力の強化など、各種施策の推進を図るため、その基盤となる農業農村整備事業の円滑な推進に必要な予算の確保や、会員のニーズを反映した事業制度の創設・改善等、実効性のある施策の実現を国等に要請します。
- **表彰**
長年にわたり農業農村整備事業の推進・運営に貢献し、他の模範となる個人または団体の功績に対し表彰します。

樹園地の再生に向けた農業生産基盤の整備



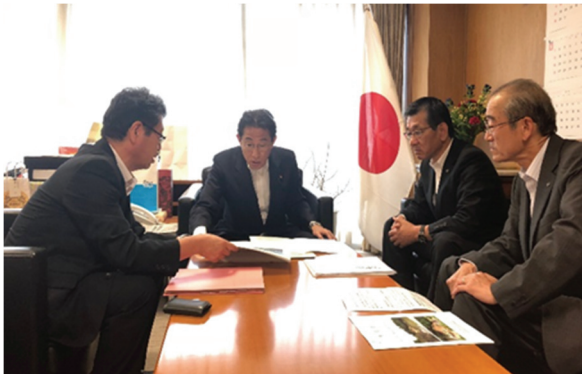
ため池等整備事業により整備した老朽ため池



農業生産基盤整備の集積農地で、集落法人等による園芸作物（アスパラ）の導入



要請・提案活動



表彰



講習及び研修



広報活動（フォトコンテスト）



会員の資格及び状況

会員の資格

本会の会員たる資格を有するものは、広島県内において土地改良事業を行うものとされています。

(定款第8条)

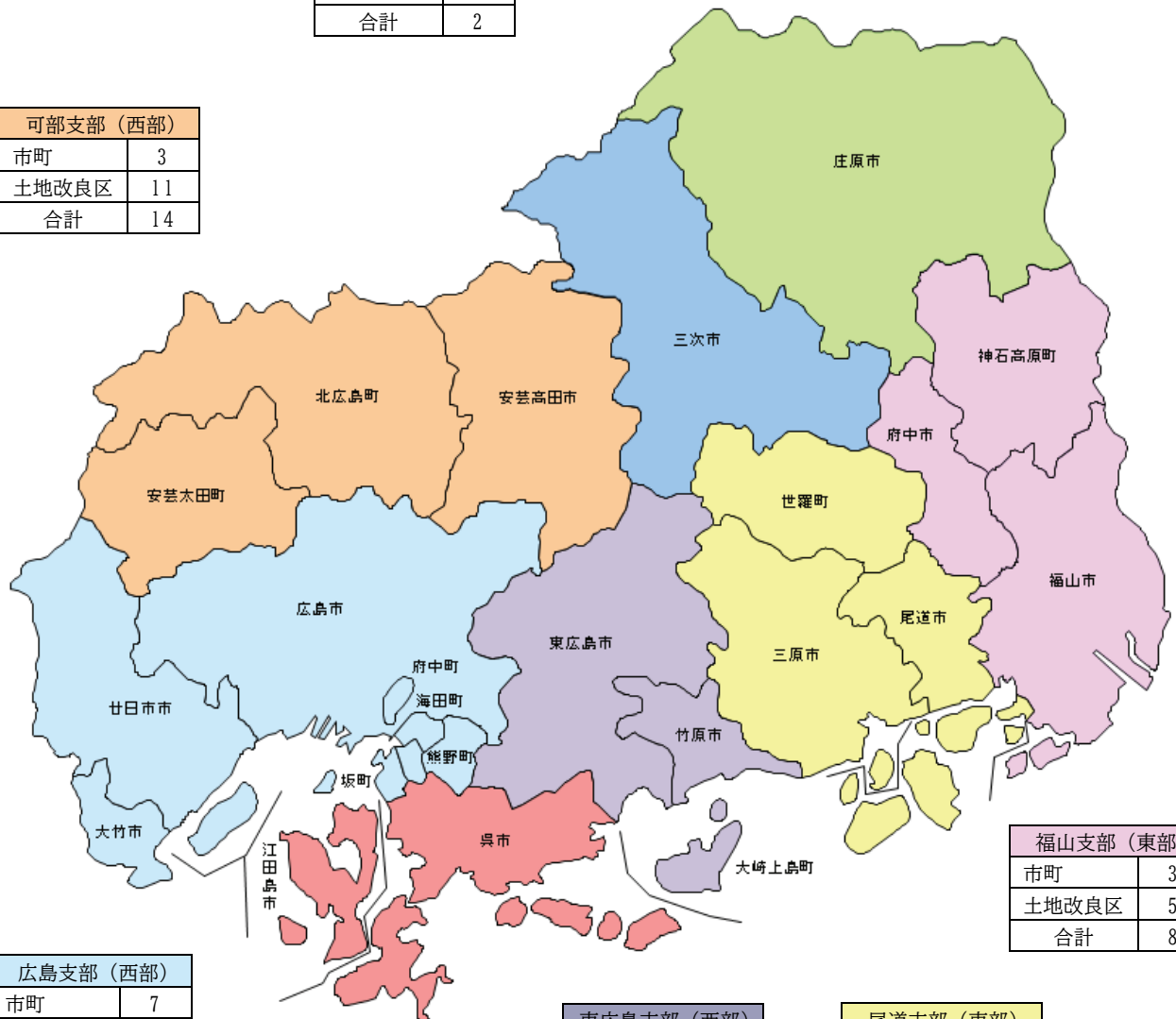
会員の状況

| 会員総数 | |
|-------|----|
| 市町 | 23 |
| 土地改良区 | 39 |
| 合計 | 62 |

| 三次支部（北部） | |
|----------|---|
| 市町 | 1 |
| 土地改良区 | 1 |
| 合計 | 2 |

| 庄原支部（北部） | |
|----------|---|
| 市町 | 1 |
| 土地改良区 | 6 |
| 合計 | 7 |

| 可部支部（西部） | |
|----------|----|
| 市町 | 3 |
| 土地改良区 | 11 |
| 合計 | 14 |



| 福山支部（東部） | |
|----------|---|
| 市町 | 3 |
| 土地改良区 | 5 |
| 合計 | 8 |

| 広島支部（西部） | |
|----------|---|
| 市町 | 7 |
| 土地改良区 | 2 |
| 合計 | 9 |

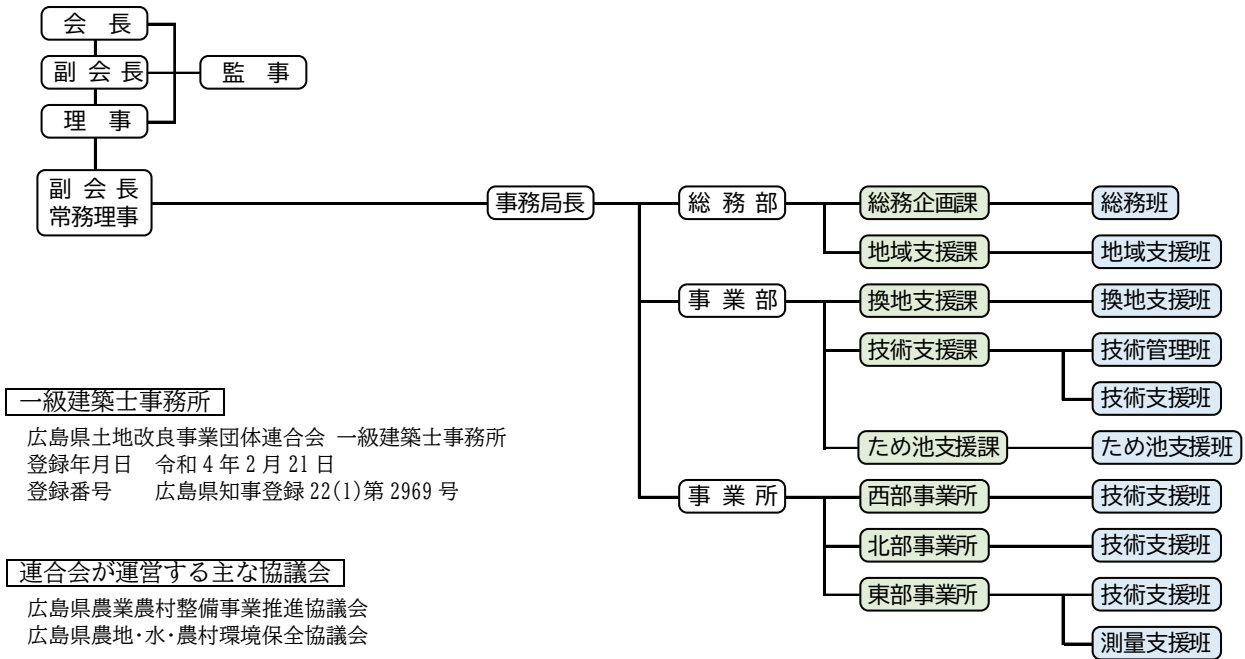
| 呉支部（西部） | |
|---------|---|
| 市町 | 2 |
| 土地改良区 | - |
| 合計 | 2 |

| 東広島支部（西部） | |
|-----------|---|
| 市町 | 3 |
| 土地改良区 | 6 |
| 合計 | 9 |

| 尾道支部（東部） | |
|----------|----|
| 市町 | 3 |
| 土地改良区 | 8 |
| 合計 | 11 |

組織図・職員数・資格者

組織図



一級建築士事務所

広島県土地改良事業団体連合会 一級建築士事務所
 登録年月日 令和4年2月21日
 登録番号 広島県知事登録22(1)第2969号

連合会が運営する主な協議会

広島県農業農村整備事業推進協議会
 広島県農地・水・農村環境保全協議会

職員数

61名（職員56名，嘱託員5名）

資格者

| | | | | | |
|-------------|-----|---------------|-----|---------------|-----|
| 技術士 | 3名 | 1級土木施工管理技士 | 11名 | 浄化槽設備士 | 3名 |
| 技術士補 | 3名 | 農業土木技術管理士 | 2名 | 浄化槽管理士 | 10名 |
| 測量士 | 14名 | 土地改良専門技術者 | 5名 | 浄化槽技術管理者 | 7名 |
| 測量士補 | 12名 | 上級農業集落排水計画設計士 | 1名 | 下水道技術検定 | 2名 |
| 一級建築士 | 1名 | 農業集落排水計画設計士 | 1名 | 農業水利施設機能総合診断士 | 2名 |
| 土地改良換地士 | 7名 | 地籍主任調査員 | 4名 | コンクリート診断士 | 1名 |
| 土地改良補償業務管理者 | 3名 | 地理空間情報専門技術認定 | 6名 | 第三種電気主任技術者 | 1名 |

役員

| | | | |
|-------------|--------------------|------|-----------------------|
| 会長 | 木山 耕三（庄原市長） | 理事 | 松田 一馬（庄原市土地改良区理事長） |
| 副会長 | 奥田 正和（世羅町長） | 理事 | 枝廣 直幹（福山市長） |
| 副会長 | 明岳 周作（江田島市長） | 理事 | 入江 嘉則（神石高原町長） |
| 副会長 常務理事 | 上田 浩司（学識経験者） | 理事 | 平谷 祐宏（尾道市長） |
| 理事 | 三村 裕史（熊野町長） | 理事 | 高垣 廣徳（東広島市長） |
| 理事 | 吉田 隆行（坂町長） | 理事 | 高田 幸典（大崎上島町長） |
| 理事 | 箕野 博司（北広島町長） | 代表監事 | 今榮 敏彦（竹原市長） |
| 理事 | 福岡 誠志（三次市長） | 監事 | 久川 廣昭（深安郡神辺町土地改良区理事長） |
| 理事 | 箕田 英紀（三次市土地改良区理事長） | 監事 | 仲伏 英雄（東広島市土地改良区理事長） |

| | | |
|--------------------------|-----------------------|-------------------|
| 本 部 | | |
| 〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号 | TEL (082)502-7470 (代) | |
| 総務企画課 | TEL (082)502-7470 | FAX (082)502-7480 |
| 地域支援課 | TEL (082)502-7476 | FAX (082)502-7480 |
| 換地支援課 | TEL (082)502-7477 | FAX (082)502-7483 |
| 技術支援課 | | |
| 技術支援班 | TEL (082)502-7473 | FAX (082)502-7483 |
| 技術管理班 | TEL (082)502-7472 | |
| ため池支援課 | TEL (082)502-7478 | FAX (082)502-7483 |
| 広島県ため池支援センター | | |
| 〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号 | TEL (082)502-7478 | FAX (082)502-7483 |
| 西部事業所 | | |
| 〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号 | TEL (082)502-7474 | FAX (082)502-7483 |
| 北部事業所 | | |
| 〒728-0013 三次市十日市東4丁目8番1号 | TEL (0824)62-2497 | FAX (0824)62-5551 |
| 東部事業所 | | |
| 〒722-1121 世羅郡世羅町西上原94番地1 | TEL (0847)22-0162 | FAX (0847)22-3315 |

<http://www.hdn.or.jp/>



「**水土里**」は豊かな自然環境や美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気などの清廉なイメージを表現しています。

「**水**」は農業用水、地域用水などを、「**土**」は土地、農地、土壌などを、「**里**」は農村空間、農家や地域住民が一体となった生活空間などを意味しています。

水土里ネットひろしま は、広島県土地改良事業団体連合会の愛称です。